

新・終身共済

(終身生命共済)

I. 新・終身共済の制度内容	1
保障内容	
契約の種類	
共済金をお支払いできない主な場合	
掛金額	
掛金の払込免除	
共済期間	
II. 契約について	2
契約できる方	
契約条件	
契約限度と掛金払込方法	
共済金受取人	
契約の解約	
納税義務国確認についてのお願い	
III. 共済金等の請求について	5
支払事由が発生したら	
共済金のお支払いについて	
IV. 掛金表	6

この「共済のてびき」は、新・終身共済の制度概要を説明したものです。
ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）
をご覧ください、制度内容をご確認ください。

I. 新・終身共済の制度内容

保障内容

種 目	支払事由	共済金額		共済金請求に必要な 主な書類
		基本契約	定期生命特約	
死 亡	病気・ケガによる死亡	100万円～2,000万円まで、契約共済金額による ただし基本契約＋定期生命特約で2,000万円が契約限度となります。	100万円～1,000万円まで、契約共済金額による	共済金請求書、死亡診断書または死体検案書、被共済者および共済金受取人の戸籍謄本、共済金受取人の印鑑登録証明書
高度障害	掛金払込日以後に発生した病気またはケガにより、 所定の高度障害 となった場合	100万円～2,000万円まで、契約共済金額による ただし基本契約＋定期生命特約で2,000万円が契約限度となります。	100万円～1,000万円まで、契約共済金額による	共済金請求書、障害診断書、請求者が被共済者でない場合は共済金受取人の印鑑登録証明書

※生死不明の場合で、所定の期間が経過した場合も死亡したものと認めます。

※所定の高度障害とは、病気または傷害が治癒した時に残存する障害（症状が固定した状態をいいます）が、教職員共済の終身生命共済事業規約に定める「身体障害等級表」の第1級、第2級および第3級の一部に該当するもの（両眼の失明、咀嚼または言語機能の喪失など）をいいます。詳しくは所属事業所または本部までお問い合わせください。

契約の種類

新・終身共済には、基本契約とそれに付加できる定期生命特約があります。

契約年齢が55歳以下の場合、基本契約（月払型）に定期生命特約を付加することができます。

	基本契約	定期生命特約
保障期間	終身（一生涯）	60歳まで
掛金額	定期生命特約に比べると割高	基本契約に比べるとかなり割安
解約返戻金	あり ※解約した場合には解約返戻金が支払われません。契約後一定の期間を経ずに解約した場合、解約返戻金が払込掛金額を下回ります。	あり ※解約した場合には解約返戻金が支払われますが、保障本位の制度なので、解約返戻金の額は払込掛金額を必ず下回ります。 ※満期返戻金はありません。

共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当した場合は、共済金をお支払いできません。

死亡共済金・高度障害共済金共通

- 被共済者が契約日（契約を復活した場合は復活した日）から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により高度障害となったとき。
※特約を中途付加した場合は、特約部分の共済金について、特約を付加した日から1年以内に上記の状態となったとき。
- 被共済者の犯罪行為により死亡または高度障害となったとき。
- 契約者が故意に被共済者（契約者と同一人である場合を除きます）を死亡させたとき、または高度障害とさせたとき。

死亡共済金

共済金受取人が故意に被共済者を死亡させたとき（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います）。

高度障害共済金

被共済者の故意（自殺行為を除きます）により高度障害になったとき。
その他以下の場合も共済金をお支払いできません。

- 責任開始日前に発生した傷害または疾病により高度障害になったとき。

掛金額

6頁を参照ください。

掛金の払込免除

掛金払込方法が月払いで以下の事由に該当した場合は、その後の掛金払込が免除されます。免除されるのは、身体障害状態が固定した日の属する月の翌月以後に充当される掛金から60歳の払込終了までの掛金です。

1. 契約日（契約を復活した場合は復活した日）以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその事故の日を含めて180日以内で、かつ、共済期間中に所定の身体障害状態に該当したとき。
2. 契約日（契約を復活した場合は復活した日）前にすでにあった障害状態に、契約日（契約を復活した場合は復活した日）以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって所定の身体障害の状態に該当したとき（ただし高度障害に該当する場合は除きます）。

以下のいずれかにより払込免除の事由に該当した場合は掛金の払込は免除されません。

- (1) 契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
- (2) 被共済者の犯罪行為によるとき。
- (3) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- (4) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- (5) 被共済者の精神障害または泥酔によるとき。

その他以下についても払込は免除されません。

- 原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰・背痛で他覚症状のないもの。
- 地震、津波、噴火等の天災や、戦争その他の変乱により払込免除の事由に該当した場合は、掛金の全部または一部の額について払込が免除されないことがあります（総代会にて決定されます）。

共済期間**基本契約**

契約日（初回掛金払込日の翌月1日）から終身

定期生命特約

契約日（初回掛金払込日の翌月1日。ただし、中途付加の場合はこの特約の中途付加の日）から60歳（満年齢60歳時の契約応当日の前日）まで

※ただし初回掛金が払込まれた日から契約日までの間に支払事由が発生した場合は、その間を共済期間に加え、初回掛金が払込まれた日を契約日として契約年齢の再計算を行い、掛金の過不足があるときは支払金額と精算します。

II. 契約について**契約できる方**

- ① 教職員共済組合員
- ② 教職員共済組合員の配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、組合員または内縁関係にある方に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです）
※配偶者が契約される場合、配偶者自身が契約者となり、配偶者名義の口座より掛金を振替させていただきます。口座未登録の場合は併せて登録手続きが必要となります。
※契約者＝被共済者となります。したがって組合員本人が契約者となり、配偶者を被共済者とする（あるいはその反対）は取り扱っていません。

※契約申込時、契約者の本人特定事項（名前、住所、生年月日等）について確認するため、所定の本人確認書類を提出していただきます（一時払型のみ）。

契約条件

- 年齢** 契約日における年齢が、月払型は満 16 歳～ 55 歳、一時払型は満 56 歳～ 70 歳であること。
- 健康状態** 新規契約時および増額（追加契約）申込時には、被共済者は次の質問事項について事実を告知していただく必要があります（申込書の該当欄にご記入ください）。質問事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったり、事実でないことを告げた場合は、契約は解除となります。また、質問事項に該当する項目がある場合は、原則として契約をお引き受けできません。ただしその場合でも、一定の条件の下でご契約いただける場合があります。詳しくは所属事業所または本部までお問い合わせください。

〈健康状態質問表〉

- 1 病気やケガのため、申込日に入院、病気休暇または安静加療をしている（病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含みます）。
- 2 病気やケガのため、申込日を含め過去 1 年以内に連続して 14 日以上入院、病気休暇または安静加療をしたことがある（申込日を含め過去 1 年以内に病気休暇または安静加療を要すると診断されている場合も含みます）。
- 3 病気やケガのため、申込日を含め過去 1 年以内に開頭、開腹または開胸の手術（内視鏡・カテーテルによるものおよび帝王切開を含み、虫垂切除術を除きます）、移植（骨髄移植を含みます）を受けたことがある。
- 4 つぎの病気によって、申込日を含め過去 1 年以内に医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
悪性新生物、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ症候群、腎不全、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、大動脈解離、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈硬化症、水頭症、統合失調症、うつ病、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症
- 5 申込日現在、医師より「下記の疾病」で診察・検査・治療・投薬を要すると診断されている、または「下記の疾病」により医師の診察・検査・治療・投薬を受けている。
「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。
 - ① つぎの新生物
腫瘍、ポリープ、筋腫、のう腫、腺腫、ガン（「ガン」とは悪性新生物および上皮内ガンを指します）、肉腫、リンパ腫、白血病、骨髄腫
 - ② つぎの血液、代謝および内分泌疾患
貧血、多血症、骨髄線維症、紫斑病、血友病、糖尿病、甲状腺障害、甲状腺中毒症、甲状腺炎、痛風、高尿酸血症、脂質異常症・高脂血症、骨髄異形成症候群
 - ③ つぎの循環器の疾患
狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、心内膜炎、先天性心疾患、心筋症、心不全、不整脈、心膜炎、心筋炎、心筋虚血、ペースメーカー装着
 - ④ つぎの血圧の異常および血管の疾患
高血圧、低血圧（本態性以外）、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、静脈瘤、大動脈炎症候群
 - ⑤ つぎの脳、脊髄、神経および精神の疾患
脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、脳動脈瘤、もやもや病、一過性脳虚血発作、脳動脈硬化症、水頭症、髄膜炎、脳性まひ、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、てんかん、統合失調症、躁うつ病、うつ病、気分変調症、神経症性障害、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症、多発性硬化症、脊髄小脳変性症、プリオン病、ハンチントン舞蹈病
 - ⑥ つぎの食道、胃、腸の疾患
食道かいよう、胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、クローン病、腸へいそく、腹膜炎、そけいヘルニア、胃・食道静脈瘤

- ⑦ つぎの肝臓、胆道、膵臓の疾患
 肝炎（ウイルスキャリアを含む）、肝硬変、脂肪肝、肝線維症、胆石症、胆のう炎、胆管炎、すい炎
- ⑧ つぎの泌尿器の疾患
 腎炎、ネフローゼ症候群、巣状糸球体硬化症、腎不全、水腎症、尿路結石、腎結石、尿管結石
- ⑨ つぎの呼吸器の疾患
 喘息、肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、睡眠時無呼吸症候群
- ⑩ その他の疾患
 膠原病、リウマチ、骨粗しょう症、骨軟化症、後縦靭帯骨化症、免疫不全症候群、HIV 抗体検査陽性、肺外結核、卵巣機能不全症、子宮内膜症

別表

健康状態質問表でいう悪性新生物とは次のものをいいます。

- 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ●消化器の悪性新生物 ●呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ●骨および関節軟骨の悪性新生物 ●皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 ●中皮および軟部組織の悪性新生物 ●乳房の悪性新生物 ●女性性器の悪性新生物 ●男性性器の悪性新生物 ●尿路の悪性新生物 ●眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 ●甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ●部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ●リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ●独立した（原発性）多部位の悪性新生物

契約限度と掛金払込方法

契約年齢により、契約限度・掛金払込方法は次のとおりとなります。

契約年齢	契約限度（最高共済金額）		掛金払込方法
	基本契約	定期生命特約	
16 歳～ 55 歳	2,000 万円	1,000 万円	月払い
	ただし合わせて 2,000 万円まで。		
56 歳～ 60 歳	2,000 万円		一時払い
61 歳～ 70 歳	500 万円		一時払い

※定期生命特約のみの契約はできません。

※掛金払込方法が月払いの場合は、基本契約・定期生命特約を合わせた月払掛金が 2,000 円以上になるように設定していただきます。

※共済金額は、掛金払込方法が月払いの場合は 100 万円単位、一時払いの場合は 100 万円以上 10 万円単位で設定できます。

※契約開始後、増額（追加契約）・減額（一部解約）もできます。

掛金払込方法

掛金は口座振替です。年齢により、選択いただける掛金払込方法が異なります。

<月払型>

- ① 契約年齢が 55 歳以下の方の払込方法は、月払いになります。
- ② 掛金は、基本契約、定期生命特約とも契約時から払込期間終了まで変わりません。
- ③ 月払掛金が充当される期間…掛金振替日の翌月 1 日から末日まで。
- ④ 掛金払込期間満了日……………被共済者の年齢が満 60 歳となる日以後の最初の契約応当日（毎年の契約日に当たる日）の前日。

<一時払型>

- ① 契約年齢が 56 歳～ 70 歳の方の払込方法は、一時払いになります。
- ② 一時払掛金が充当される期間…掛金が払込まれた日の属する月の翌月 1 日から共済期間消滅の日まで。

共済金受取人

共済金受取人の順位は下記のように定められています。受取人をあらかじめ指定する場合は契約申込書にご記入ください。

- ① 契約者 ② 契約者があらかじめ指定した者 ③ 契約者の配偶者 ④ 契約者の子 ⑤ 契約者の孫 ⑥ 契約者の父母 ⑦ 契約者の祖父母 ⑧ 契約者の兄弟姉妹 ⑨ 契約者のおい・めい

※同順位で共済金受取人が 2 人以上いるときは、代表者 1 人を定めなければなりません。その場合、代表者は他の共済金受取人を代表するものとします。その他、詳しくは所属事業所または本部にお問い合わせください。

※契約者の遺言による共済金受取人の変更はできません。共済金受取人を変更する場合は、必ず教職員共済にご連絡ください。

契約の解約

契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約し、解約返戻金を請求することができます（ただし以後の保障はなくなります）。所定の書類にてお手続きください。なお、基本契約を解約した場合は、定期生命特約も同時に解約となります。解約の効力は所定の書類を受け付けた日の翌月 1 日から生じます。

解約返戻金

解約時には、解約返戻金をお支払いします。解約返戻金の額は契約年齢、性別、経過年数によって異なります。

① 基本契約

ご契約後一定の期間を経ずに解約された場合は、解約返戻金は払込掛金額を下回ります。

② 定期生命特約

保障本位の制度のため、解約返戻金は払込掛金累計額を必ず下回ります。

納税義務国（居住地国）確認についてのお願い

次のいずれかに該当した場合、納税義務国（居住地国）の確認をさせていただきます。

- ・ 契約時（一時払型のみ）
- ・ 海外渡航時
- ・ 共済金を請求するとき

ご契約後に海外に渡航し、旅行以外で長期滞在することになったときは教職員共済本部（0120-371165）までご連絡ください。

Ⅲ. 共済金等の請求について**支払事由が発生したら**

共済金の支払事由が発生した場合は、遅滞なく教職員共済審査部（0120-065411）にご連絡ください（受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時 30 分）。共済金請求のお手続きのご案内をし、所定の書類をお送りします。

事由発生日の翌日から 3 年を過ぎてもご請求がない場合は共済金をお支払いできない場合があります。また、掛金の返還、解約返戻金等の請求も同様の扱いとなります。

共済金のお支払いについて

原則として必要な請求書類が教職員共済に到着した日の翌日から 10 日以内（土・日・祝日・年末年始を除きます）に共済金をお支払いします。ただし特別な照会または調査等が必要な場合は、その旨を受取人にご通知したうえでお支払いまでの期間を延長することがあります。

N. 掛金表

共済金額 100 万円あたりの掛金

月払型

契約年齢	基本契約	
	男性	女性
16歳	1,560	1,500
17歳	1,600	1,540
18歳	1,650	1,580
19歳	1,690	1,630
20歳	1,740	1,680
21歳	1,790	1,720
22歳	1,850	1,780
23歳	1,900	1,830
24歳	1,960	1,890
25歳	2,030	1,950
26歳	2,090	2,010
27歳	2,160	2,080
28歳	2,240	2,160
29歳	2,320	2,230
30歳	2,410	2,320
31歳	2,500	2,400
32歳	2,600	2,500
33歳	2,700	2,600
34歳	2,820	2,710
35歳	2,940	2,830
36歳	3,070	2,960
37歳	3,220	3,100
38歳	3,370	3,250
39歳	3,550	3,410
40歳	3,740	3,600
41歳	3,950	3,800
42歳	4,180	4,020
43歳	4,440	4,270
44歳	4,730	4,560
45歳	5,060	4,870
46歳	5,440	5,240
47歳	5,870	5,660
48歳	6,380	6,150
49歳	6,980	6,730
50歳	7,700	7,420
51歳	8,570	8,270
52歳	9,660	9,330
53歳	11,060	10,680
54歳	12,930	12,500
55歳	15,540	15,030

一時払型

契約年齢	定期生命特約 <small>*基本契約に付加できる特約です。</small>	
	男性	女性
16歳	139	74
17歳	142	76
18歳	145	78
19歳	149	79
20歳	152	81
21歳	155	83
22歳	159	85
23歳	162	87
24歳	166	89
25歳	170	91
26歳	174	93
27歳	178	96
28歳	182	98
29歳	187	101
30歳	192	104
31歳	198	106
32歳	203	109
33歳	209	113
34歳	216	116
35歳	223	119
36歳	230	123
37歳	238	127
38歳	246	131
39歳	254	135
40歳	263	139
41歳	273	144
42歳	282	148
43歳	293	154
44歳	304	159
45歳	316	164
46歳	328	170
47歳	341	176
48歳	355	182
49歳	370	188
50歳	385	194
51歳	402	201
52歳	419	207
53歳	437	214
54歳	457	222
55歳	477	229

契約年齢	基本契約	
	男性	女性
56歳	922,180	905,650
57歳	925,140	908,700
58歳	928,080	911,750
59歳	931,000	914,810
60歳	933,920	917,880
61歳	936,810	920,940
62歳	939,680	924,000
63歳	942,540	927,060
64歳	945,390	930,130
65歳	948,220	933,190
66歳	951,040	936,260
67歳	953,840	939,320
68歳	956,620	942,390
69歳	959,390	945,450
70歳	962,140	948,500

※上記掛金は、2017年9月現在のものです。

子ども養育共済・終身共済・特定疾病共済

標記3共済は、現在募集しておりませんので、新規にご契約いただくことはできません。契約者の方で以下に該当するときは教職員共済所属事業所または本部までご連絡ください（詳しくは、契約時にお届けしたハンドブックをお読みください）。

子ども養育共済

- ① 解約するとき。
- ② 契約者・被共済者が死亡したとき、高度障害に該当したとき。

終身共済・特定疾病共済

- ① 医療特約・新医療特約を減口するとき。
- ② 解約するとき。
- ③ 被共済者が死亡したとき、高度障害に該当したとき。
- ④ 被共済者が特定疾病に該当したとき（特定疾病共済のみ）。
- ⑤ 医療特約・新医療特約契約者で、災害や疾病により入院したとき、所定の手術を受けたとき。